

第5期

伊達市障がい福祉計画

2018年度（平成30年度）～2020年度

北海道伊達市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の役割とその位置付け	2
3 数値目標の設定と計画期間	3

第2章 計画の目標

1 基本目標	4
2 基盤整備の方針	5

第3章 成果目標値の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2 福祉施設から一般就労への移行	8
3 地域生活支援拠点等の整備	10
4 障がい児支援の提供体制の整備等	11
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13

第4章 自立支援給付サービスの整備

1 障害福祉サービスの体系	14
---------------	----

2	必要見込量と障害福祉サービスの方策	14
(1)	訪問系サービス	15
(2)	日中活動系サービス	16
(3)	居住系サービス	22
(4)	相談支援	24

第5章 障がいのある子どもに対するサービスの整備

1	障害児相談支援の必要見込量	26
2	障害児通所支援の必要見込量	27
3	障がいのある子どもに対するサービスの方策	29

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	地域生活支援事業の必要見込量	30
2	地域生活支援事業の方策	35

第7章 計画の推進

1	基本的事項	36
2	障害福祉サービス等の情報提供	36
3	達成状況の点検・評価	36

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法（2005年（平成17年）法律第123号）が施行され、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重、三障がい（身体、知的、精神）の制度の一元化が図られました。

併せて、障害福祉サービスの基盤整備のため、各サービス等の必要見込量やそれらの確保のための方策などを定める「市町村障害福祉計画」が規定され、当市では「伊達市障がい福祉計画」を策定してきました。

2013年（平成25年）4月には、同法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行され、新たに難病患者も障害福祉サービスの対象となったほか、2014年（平成26年）4月からはグループホームの一元化や障害支援区分制度※1の導入などが行われました。

2016年（平成28年）5月には、障害者総合支援法が更に改正され、地域生活支援充実のため自立生活援助※2や就労定着支援※3などのサービスが創設されたほか、障がい児支援のためのサービス拡充が盛り込まれました。同趣旨により、同時に児童福祉法（1947年（昭和22年）法律第164号）も改正され、「市町村障害児福祉計画」策定などが規定されました。これらの規定は、2018年（平成30年）4月から施行されます。

※1：「障害支援区分制度」知的・発達・精神の各障がいの特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す制度。

※2：「自立生活援助」P22サービス内容のとおり。

※3：「就労定着支援」P20サービス内容のとおり。

このように障がい福祉施策が大きく変わっていく中で、「第5期伊達市障がい福祉計画」は、第4期までの計画の実績等を勘案するだけでなく、「市町村障害児福祉計画」としての内容も盛り込みながら、必要な障害福祉サービスや相談支援等を数値目標として設定し、計画的に提供するために策定するものです。

2 計画の役割とその位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20（2018年（平成30年）4月1日施行）に基づき、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項とともに、見込量確保の方策などを定めるものです。

また、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第5期北海道障がい福祉計画」、「伊達市第六次総合計画」などとも関連することから、これらの計画との整合性を図るものとします。

○障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 数値目標の設定と計画期間

国の基本指針及び第5期北海道障がい福祉計画の考え方を踏まえ、計画期間を2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間として、本市の実情に応じた数値目標を設定します。

2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
第六次 伊達市総合計画			第七次 伊達市総合計画		
第3期 伊達市地域福祉計画			第4期 伊達市地域福祉計画		
第2期 伊達市障がい者計画			第3期 伊達市障がい者計画		
第4期 伊達市障がい福祉計画			第5期 伊達市障がい福祉計画		

注：計画における年及び年度の表記については、計画期間中の2019年（平成31年）から新元号に変わる予定であることから、和暦と西暦を併記いたします。ただし、国や北海道の表記は、原文のまま掲載いたします。

第2章 計画の目標

1 基本目標

本計画では、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が基本的
人権を保障されたかけがえのない個人として、相互に人格と個性
を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、次の2つを目
標として事業を推進します。

お互いを尊重し合えるまちづくり

生活の場等において、障がいのある人が、障がいのない人と実質
的に同等の生活を営むことができるよう配慮し、差別や不利益な扱
いを禁止します。

障がいのある子どももいない子どもも健やかに育ち、障がいのある
人もない人も地域の住民としてお互いを支え合い尊重しながら安心
して楽しく暮らすことのできるまちづくりを推進します。

住み慣れた地域でその人の能力を最大限に生かして、地域の人と
ともに暮らしていくことのできるまちづくりを目指します。

日常生活や社会生活を営むための支援と社会参加の促進

地域社会のあらゆる活動にそれぞれの能力を十分に発揮して積極
的に参画し、生きがいを持って暮らすことができる地域を目指しま
す。

障がいのある人とサポートするその家族が安心して生活し、働く
ことのできるような施策の推進を図ります。

自分の暮らしを自らの選択により決定し、自分らしく暮らすことができるよう、また、障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できるまちづくりを目指します。

2 基盤整備の方針

民間との協働

障害福祉サービスを支える基盤を整備するために、民間活力の導入を促進するとともに、事業者や特定非営利活動法人等、民間団体との協働を推進します。

特に、就労支援等の地域全体の協力が必要となる施策については、胆振日高障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携により推進します。

ネットワークの構築

地域における団体、企業等との連携や事業者等の参入を促すために、情報発信や情報の共有化を積極的に行います。

また、伊達市地域自立支援協議会等との連携により地域の関係機関によるネットワークの構築を推進します。

■伊達市地域自立支援協議会■

2006年（平成18年）10月、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されました。

協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者並びに保健・医療及び教育・雇用の関係者等により構成されています。

また、関係者による専門部会を設置することができることとなっており、「相談支援部会」、「精神障がい者地域生活支援部会」、「発達支援部会」、「高齢障がい者支援部会」、「働く人を支える部会」の五部会において活発な議論や検討などが行われています。

協議会では、次の事項について協議を行います。

- ① 相談支援事業の運営に関すること
- ② 困難事例への対応のあり方に関すること
- ③ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- ④ 伊達市障がい者計画及び伊達市障がい福祉計画の達成状況の点検・評価に関すること等

第3章 成果目標値の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

北海道の目標（※素案：2018年（平成30年）3月23日現在）

- 道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は平成29年3月末の施設入所者数の約3.8%にあたる352人とします。
- 施設入所者の減少見込数の目標値については、平成29年3月末の施設入所者数の2.0%にあたる187人とします。

現在、施設入所や入院している人のうち地域での生活を希望する人と受入体制の状況などを勘案して、2020年度末の「施設から地域への移行者数」と「施設入所者数」の目標値を設定します。

施設入所者等が地域生活へ移行するためには、本人や家族の意向、障がいの程度など様々な課題がありますが、地域で生活するために必要となるグループホームの充実のほか、地域の障がい者理解の促進などに取り組み、地域生活への移行を推進します。

【市の目標値】

2016年度（平成28年度）末施設入所者数	71人
2020年度末までの地域生活移行者数	7人
2020年度末施設入所者数	69人

2 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- 平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを目指す。
- 平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

北海道の目標（※素案：2018年（平成30年）3月23日現在）

- 一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき1,343人（平成28年度実績895人の1.5倍）を目標値として設定しています。
- 就労移行支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、2,072人（平成29年3月利用者数1,727人の1.2倍）を目標値として設定しています。
- 就労移行率については、国の基本指針に基づき、就労移行率実績が3割以上の事業所の割合を全体の50%以上とするよう目標を設定しています。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率については、国の基本指針に基づき、8割以上とするよう目標を設定しています。

障害者総合支援法の目的のとおり、障がいのある人が「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」生活を営むためには、その就労意欲や適性に応じて、可能な限り一般就労による生活基盤の安定を図る必要があることから、福祉施設からの一般就労に関して「一般就労移行者数」、「就労移行支援事業利用者数」などの目標値を設定し、就労移行支援事業所をとおした一般就労への移行を推進します。

【市の目標値】

項 目		数 値
一般就労移行者数 …福祉施設※の利用から一般企業への就労に移行した人の数	[目標値] 2020年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	12人
	[参考値] 2016年度（平成28年度）中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	8人
就労移行支援事業利用者数 …仕事探しや就職後のサポートも含め、一般企業等への就労に向けた支援が受けられるサービス（就労移行支援事業）の利用者数	[目標値] 2020年度末における就労移行支援事業の利用者数	14人
	[参考値] 2016年度（平成28年度）末における就労移行支援事業の利用者数	11人
[目標値] 2020年度末時点における就労移行率が3割以上である就労移行支援達成事業所の割合		50%
[目標値] 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率		80%

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）の施設をいいます。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

北海道の目標（※素案：2018年（平成30年）3月23日現在）

- 「地域生活支援の拠点」については、全ての市町村に整備することを目標としますが、本道の広域性を考慮し、第5期計画期間中においては、21の障がい保健福祉圏域内に1箇所以上の整備とします。

地域生活支援拠点等は、地域で生活する障がい者の重度化・高齢化や「（介護する）親亡き後」などを見据え、相談窓口や緊急時の受入れ・対応、地域移行の体験の機会、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成など地域生活支援のために必要な機能を集約した拠点であり、その整備が望まれています。

本市においても2020年度末までに地域生活支援拠点等の整備を行い、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所などの活用を可能とします。また、体験の機会の提供を通じて地域生活への移行を支援します。

【市の目標値】

地域生活支援拠点等の設置	1か所
--------------	-----

4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

北海道の目標（※素案：2018年（平成30年）3月23日現在）

- 児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを基本とする。

障がいのある子どもへは、乳幼児期からの切れ目のない支援が必要であり、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関との連携や地域の理解なども大切となります。

伊達市地域自立支援協議会を連携や協議の場として活用し、引き続き、支援を進めていきます。

【市の目標値】

<p>保育所等訪問支援事業所※の数</p> <p>※「保育所等訪問支援事業所」：集団生活適応訓練などの障がい児本人への支援のほか、保育所や小学校などを訪問して当該児童だけでなく同じクラスの児童を含めた支援方法の指導など当該スタッフに対する支援も行う事業所。</p>	<p>2020年度末 までに 1か所</p>
<p>医療的ケア児支援の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数</p>	<p>2020年度末 までに 1か所</p>

■児童発達支援センター■

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、児童発達支援や放課後等デイサービスのほか、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの機能を併せ持つ、地域の中核的な療育施設です。

なお、児童発達支援センターには、福祉サービスを行う「福祉型」のほかに、上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう2012年度（平成24年度）より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
：平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

北海道の目標（※素案：2018年（平成30年）3月23日現在）

- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
：圏域 目標値 21か所（備考：各障がい保健福祉圏域に設置）
市町村 目標値 179か所

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域住民の理解や協力が不可欠であることから、障がいのあるなしにかかわらずお互いを理解しあえる取組が必要です。

保健・医療・福祉関係者による協議の場として伊達市地域自立支援協議会を活用しながら連携し、地域の一員として安心して自分らしく生活できるような取組を推進します。

【市の目標値】

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	2020年度末 までに 1か所
------------------------	-----------------------

第4章 自立支援給付サービスの整備

1 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、次の表のとおり「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つの体系に分けることができます。

なお、介護保険対象の方は、介護保険サービスの利用が優先となります。

◆ 障害福祉サービス体系 ◆

訪問系	<ul style="list-style-type: none">○居宅介護（ホームヘルプ）○重度訪問介護○同行援護○行動援護○重度障害者等包括支援
日中活動系	<ul style="list-style-type: none">○療養介護○生活介護○自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）○就労移行支援○就労継続支援（A型・B型）○就労定着支援○短期入所（ショートステイ）
居住系	<ul style="list-style-type: none">○自立生活援助○共同生活援助（グループホーム）○施設入所支援
相談支援	<ul style="list-style-type: none">○計画相談支援○地域移行支援○地域定着支援

2 必要見込量と障害福祉サービスの方策

必要見込量については、サービス体系ごとに分けてそれぞれ算出し、方策についてもあわせて記述することとします。

(1) 訪問系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、退院可能者数を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数、今後、介護保険制度の利用が見込まれる者等を見込んだ上に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して、サービス量の見込みを定めます。

安定したサービス提供体制を確保することが求められることから、今後の制度改正等や国の動向を見極め、事業者への適切な情報の提供と支援を行います。

サービス種別	サービス内容
居宅介護	入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な支援を行います。
重度訪問介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者や障がい児の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護や日中活動等の障害福祉サービス、その他生活全般を包括的に支援します。

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	3,778 時間/月	3,519 時間/月	3,519 時間/月	—	—	—
見込量	3,500 時間/月	3,500 時間/月	3,500 時間/月	3,500 時間/月	3,500 時間/月	3,500 時間/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

※ 「見込量」は、1か月に利用が想定される時間を表しています。

(2) 日中活動系サービス

現在のサービス利用者数や過去の利用実績推移を踏まえるとともに、可能な限り利用者の障がいの状態や希望に沿った利用ができるような必要量と事業所定員などの現実的な受入れ態勢を勘案して必要量を見込みます。

このサービスは、自立や就労を目指した訓練や地域での社会参加の場として重要なサービスであり、安定したサービスの提供には事業者の経営基盤の強化が重要であることから、適切な情報提供や支援を行い、基盤整備を促進します。

① 療養介護

サービス 内容	病院等において、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	8人/月	8人/月	8人/月	—	—	—
見込量	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

※ 「見込量」は、1か月に利用が想定される人数を表しています。(以下特別な表記がない限り同じ。)

② 生活介護

サービス内容	主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護等や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、機能訓練等を行います。
--------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	156人/月	158人/月	160人/月	—	—	—
見込量	165人/月	170人/月	175人/月	162人/月	164人/月	166人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

③ 自立訓練(機能訓練)

サービス内容	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事の訓練等のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

④ 自立訓練(生活訓練)

サービス 内容	食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	8人/月	5人/月	4人/月	—	—	—
見込量	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑤ 宿泊型自立訓練

サービス 内容	自立した日常生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	10人/月	10人/月	11人/月	—	—	—
見込量	18人/月	18人/月	18人/月	14人/月	13人/月	12人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑥ 就労移行支援

サービス 内容	就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を一定期間の支援計画に基づいて行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	11人/月	13人/月	10人/月	—	—	—
見込量	22人/月	24人/月	26人/月	12人/月	14人/月	16人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑦ 就労継続支援（A型）

サービス 内容	雇用契約に基づいて、事業所内において就労の機会を提供するとともに、これらを通じて一般就労に必要な知識・能力が高まった方へ、一般就労への移行の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	31人/月	39人/月	37人/月	—	—	—
見込量	35人/月	35人/月	35人/月	45人/月	45人/月	45人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑧ 就労継続支援(B型)

サービス内容	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。 工賃の支払目標水準を設定し、額のアップを図り、これらを通じて知識・能力が高まった方へ、就労への移行の支援を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	125人/月	137人/月	145人/月	—	—	—
見込量	144人/月	152人/月	162人/月	167人/月	175人/月	175人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑨ 就労定着支援

サービス内容	就労継続支援などを利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について企業や関係機関との連絡調整をするほか、直接本人へ助言や指導などにより、解決へ向けての支援を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
見込量	—	—	—	5人/月	7人/月	9人/月

※ 2018年度(平成30年度)から導入されるサービスのため、実績なし。

⑩ 短期入所

サービス 内容	居宅において、その介護を行う者が病気になったときなどに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	3人/月	4人/月	3人/月	—	—	—
見込量	6人/月	6人/月	6人/月	6人/月	6人/月	7人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

(3) 居住系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、退院可能者数を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して、サービス量の見込みを定めます。安定したサービスの提供には事業者の経営基盤の強化が重要であり、適切な情報提供や支援を行い、基盤整備を促進します。

① 自立生活援助

サービス 内容	施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応をすることにより必要な支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
見込量	—	—	—	7人/月	7人/月	8人/月

※ 2018年度(平成30年度)から導入されるサービスのため、実績なし。

② 共同生活援助(グループホーム)

サービス 内容	共同生活の場において、夜間や休日に相談のほか、入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	158人/月	162人/月	165人/月	—	—	—
見込量	165人/月	170人/月	175人/月	167人/月	170人/月	173人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

③施設入所支援

サービス 内容	施設に入所している方へ、夜間や休日に入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	74人/月	73人/月	74人/月	—	—	—
見込量	79人/月	76人/月	72人/月	73人/月	71人/月	69人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

(4) 相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の過去の利用実績の推移等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

地域定着支援については、地域における単身の障がい者の数、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

① 計画相談支援

サービス内容	障害福祉サービス等を利用する方に対して、指定特定相談支援事業者が、全体プラン（サービス等利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援をします。
--------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	443人	468人	470人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	257人	213人	184人	475人	484人	494人

※ 計画相談支援の対象者が全ての障害福祉サービス等利用者であることから、実績及び見込量については、計画相談支援の支給決定人数を計上しています。

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

② 地域移行支援

サービス 内容	施設や病院から地域生活に移行する際に、住居の確保、各種相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	0人	4人	2人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	5人	5人	5人	2人	3人	4人

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

③ 地域定着支援

サービス 内容	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、訪問などの対応を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	26人	30人	30人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	35人	35人	35人	34人	40人	45人

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

第5章 障がいのある子どもに対する

サービスの整備

現在のサービス利用者数や過去の利用実績推移を踏まえるとともに、可能な限り利用児童の障がいの状態や希望に沿った利用ができるような必要量と事業所定員などの現実的な受入れ態勢を勘案して必要量を見込みます。

1 障害児相談支援の必要見込量

サービス内容	障害児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	85人	130人	130人	—	—	—
見込量 (実利用 人数)	75人	75人	75人	133人	166人	208人

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

2 障害児通所支援の必要見込量

① 児童発達支援

サービス内容	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	44人/月	51人/月	59人/月	—	—	—
見込量	45人/月	45人/月	45人/月	68人/月	75人/月	82人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

② 医療型児童発達支援

サービス内容	障がい児の日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練の提供や治療を行います。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

③ 放課後等デイサービス

サービス 内容	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育とあわせた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	28人/月	49人/月	55人/月	—	—	—
見込量	30人/月	30人/月	30人/月	64人/月	78人/月	93人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

④ 保育所等訪問支援

サービス 内容	児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実績	0人/月	0人/月	0人/月	—	—	—
見込量	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	2人/月

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

サービス 内容	重度の障がい等により、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
見込量	—	—	—	0人/月	0人/月	0人/月

※ 2018年度（平成30年度）から導入されるサービスのため、実績なし。

3 障がいのある子どもに対するサービスの方策

障がい児の療育のため、保育、教育、子ども分野と連携するとともに、今後の制度改正等や国の動向を見極め、事業者への適切な情報提供と支援を行うことで、安定したサービス提供体制を確保します。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、必須事業として市町村に実施が義務付けられている事業のほか、市町村の判断により行う任意事業があります。

本市では、障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による次の事業を実施します。

1 地域生活支援事業の必要見込量

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

サービス 内容	障がいのある方などが日常・社会生活を営む上で生じる物理的・心理的なバリアをなくすため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるため、研修や啓発を行います。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業（必須事業）

サービス 内容	共生社会の実現を図るため、障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業（必須事業）

サービス内容	<p>障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。</p> <p>本市では、この事業を2006年（平成18年）10月から身体・知的・精神の三障がいに対応する指定特定（一般）相談支援事業者に委託して実施しています。</p>
--------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住居入所等支援事業	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

サービス内容	成年後見制度の利用に必要な、申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実利用（見込）者数	0人/年	0人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑤ 意思疎通支援事業（必須事業）

サービス内容	<p>手話通訳者設置事業、手話通訳協力員派遣事業などを実施することで、聴覚や言語機能音声機能などの障がいなどのために意思疎通を図ることに支障がある方の意思疎通を支援しています。</p> <p>利用者数は、現在の登録者数を継続して見込んでいます。</p>
--------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
手話通訳等 実利用者	11人/年	9人/年	9人/年	9人/年	9人/年	9人/年
手話通訳者 及び 協力員数	6人/年	6人/年	6人/年	6人/年	6人/年	6人/年

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑥ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

サービス 内容	<p>障がいがある方などであって、日常生活用具を必要とする方へ、給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図る事業です。</p> <p>過去3年間の給付実績、近年の利用の伸びなどを勘案して推計します。</p>
------------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
介護訓練支援用具	0件/年	0件/年	5件/年	2件/年	2件/年	2件/年
自立生活支援用具	13件/年	10件/年	11件/年	10件/年	10件/年	10件/年
在宅療養等支援用具	4件/年	2件/年	4件/年	2件/年	2件/年	2件/年
情報・意志疎通支援用具	8件/年	7件/年	8件/年	8件/年	8件/年	8件/年
排泄管理支援用具	844件/年	814件/年	830件/年	830件/年	830件/年	830件/年
住宅改修費	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑦ 移動支援事業（必須事業）

サービス 内容	<p>移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。</p> <p>現在の利用量に障害福祉サービスの同行援護及び居宅介護の伸びを勘案して推計します。</p>
------------	--

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実利用者数	11人/年	15人/年	14人/年	15人/年	18人/年	21人/年

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑧ 地域活動支援センター事業（必須事業）

サービス内容	<p>障がいのある方の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う事業です。</p> <p>本市では、2006年（平成18年）10月から市内3か所で実施していましたが、2012年（平成24年）4月に2か所、2013年（平成25年）4月には1か所となり、2017年（平成29年）3月には残りの1か所が解散してしまったことから、現在休止中となっています。</p>
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実施箇所数	1か所	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

⑨ 日中一時支援事業（任意事業）

サービス内容	<p>市が自主的に取り組む事業として、障がいのある方の家族の就労支援や休息などを目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保します。</p> <p>過去3年間の給付実績、近年の利用の伸びなどを勘案して推計します。</p>
--------	---

【実績と見込量】

	第4期計画			第5期計画		
	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実利用者数	7人/年	6人/年	5人/年	6人/年	6人/年	6人/年

※ 2017年度(平成29年度)実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値

2 地域生活支援事業の方策

地域生活支援事業は、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように実施する事業であり、地域の特性や利用者の状況に応じて実施することが可能なサービスであることから、市内外の社会資源を有効に活用して効果的な実施を図ります。また、法律上実施しなければならない具体的な事業のほか、市の判断により実施する事業もあることから、課題に対応する事業や体制について随時検討していきます。

第7章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画に掲げるサービスの見込量、地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況を伊達市地域自立支援協議会にて毎年度点検・評価します。

また、点検・評価した計画の達成状況については、市のホームページ等で毎年度公開します。

第5期 伊達市障がい福祉計画

発行 2018年（平成30年）3月
編集 伊達市健康福祉部社会福祉課
障がい者福祉係

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

Tel (0142) 23-3331

Fax (0142) 25-4195